

第7回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月7日(木) 午後3時00分

2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室

3 出席委員(12名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(1名)

8番 高橋 奈緒美

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

(開会 午後2時55分)

事務局 委員の皆様、本日はご多忙のなか、第7回いすみ市農業委員会総会へご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和5年第7回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

まず、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、事前に連絡をいただいております、8番、高橋委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、お願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番、鈴木委員、議席番号12番、松崎委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますので、委員の皆様、ご審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。譲受人はもともと申請地の隣の所有地で耕作しております。申請地では長ネギ、玉ねぎ、人参、豆類を引き続き耕作いたします。

申請土地、大原字堀合、地目、畑、〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢よりに耕作出来ない為です。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利な為です。譲受人の所有農地は公道から直接トラクターなどの出入りができず、公道に接している申請地を経由させて頂いていた経緯もありました。申請地では、梅、柿、大豆を耕作いたします。

申請土地、長志字尾後貫、地目、畑、〇〇〇〇m²。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m²。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は新規就農の為です。譲受人は新規就農ですが、譲渡人は兄であり、兄はすでに梨を栽培しております。譲受人の弟も兄と共に梨を新規で栽培するにあたり、二人で適した土地を探し今回の申請に至りました。

申請土地、岬町谷上字原、地目、田、〇〇〇〇m²。権利内容は、使用貸借権設定で、図面番号3です。

以上、説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。5番の池田です。

申請地は、土地区画整理法に基づく区画整理施行内の自宅の隣接地で、現在、譲渡人から借り受け、野菜を栽培しているもので、特に問題ないものと思われます。以上です。

議 長 続きまして、番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

現在、取得を予定されている方は隣接の農地を持っています。落合川の河川敷に接続した土地で、出入りのために必要とされるということです。あと、現場の状況としては、果樹を自然農法でやってみたいということで、果樹が数本植えてあり、一部を既に利用されている状況でした。特に問題ないものと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、番号3について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中 村 委 員 はい。6番、中村です。

いま、事務局から説明したとおりですけれども、この2人、兄弟でございます。両親が亡くなっておりまして、兄弟2人で梨を耕作してゆくこのことでございます。場所的にも自宅から近いので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町谷上字台の畑〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画は〇〇〇〇㎡です。谷上青年館の東側に位置します。図面番号4です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地である事から、第2種農地であると考えます。

転用目的は専用住宅、〇〇㎡です。

申請人は現在隣地にある住宅に居住しておりますが、老朽化の為、申請地に自己用住宅を建築します。

用水は市営水道。排水について雨水は宅内浸透枡にて処理、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の市道側溝へ放流します。

全体の所要資金は約〇〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は道路法について、令和5年7月5日付けで、市建設課に道路占用許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

中村委員 番号1について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

はい。6番、中村です。

これもですね、事務局から説明したとおりですけれども、いま建っている家の目の前に畑がありまして、その畑を専用住宅の1部としたいとこのことです。メインは浄化槽の設置となります。特に問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号でございますが、説明の前に議案の訂正箇所がございます。

番号2の面積の欄に〇〇〇〇と記載されておりますが、〇〇〇〇の内〇〇〇〇に訂正をお願いします。また、すぐ下の合計面積の欄は畑〇〇筆〇〇〇〇、計〇〇筆〇〇〇〇に重ねて訂正をお願いします。

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大野川目の田〇〇〇〇㎡で川目第一集会所の北東に位置します。図面番号5です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

譲受人は東京都新宿区で太陽光発電業を営んでおります。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル156枚を設置するもの

です。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は約〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱について、令和5年6月23日付けで環境保全課に太陽光発電設備設置の届出がなされております。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

番号2、本件土地は新田野坂下の畑〇〇〇〇㎡で天御中主神社の東側に位置します。図面番号6です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地である事から第2種農地であると考えます。

譲受人は現在市内で造園業を営んでおりますが、事業拡大により新たに資材置場が必要となった為、自己の所有農地を資材置場として整備し、会社に貸付けるものです。

土砂による埋立てを行います。埋立て面積が500㎡未満の為小規模埋立て条例に該当しません。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号3、本件土地は岬町谷上広町の田〇〇〇〇㎡で上尻堰の東側に位置します。図面番号7です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である事から、第2種農地であると考えます。

譲受人は、市内で不動産業等を営んでおり、トレーラーハウスの加工販売も行っております。現在の事業地は借地で狭く、周辺に住宅が多く、音の発生がある為、作業時間の制限があります。周囲に住宅の無い申請地に作業場を整備する計画です。土砂による埋立てを行います。埋立ての高さは70cmで接する道路と同じレベルにします。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について環境保全課に申請予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい。福山です。

こちらは、事務局の説明のとおりです。現在、果樹が植えられておりますが、切ってパネルを設置するとのこと。特に問題ないものと思えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

事務局説明のとおり、自己所有の土地を会社に使用するという申請となっております。〇〇〇〇㎡というのは条例にかからない範囲で、入口から〇〇〇〇㎡分については占有。残りの奥についてはそのままということです。周辺の農地については、現に耕作している農地は見当たらず、影響は無いと思われまます。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号3について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。中村です。

これにつきましては、図面を見て頂ければ分かる通り、南側は田んぼがありますけれども、北側、ポツンとここ1つだけ田んぼがあります。先は耕作放棄地となっております。ここにトレーラーハウスの展示場というか置場を作りたいとのこと。埋め立てもそんなに高くないですし、問題ないと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和5年度、第4次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和5年度第4次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年6月15日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は5ページに記載をさせて頂いております。

賃借権2件、使用貸借権1件、貸付者3名、借受者2名、田、12,769㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は57ページに記載をさせて頂いております。

内容としましては、新規設定、賃借権2件、使用貸借権1件、貸付者3名、借受者2名、田、2, 166㎡、畑、2, 764㎡。

次に再配分といたしまして、賃借権15件、使用貸借権1件、借受者8名、田、77, 196㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は6月30日までに回答済の9件につきまして、議案書58ページから60ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

他にないようございますので、本日、お諮りした議案はすべてを終了しました。

それでは、以上をもちまして、令和5年第7回いすみ市農業委員会総会

を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局よりご連絡をさせていただきます。

はじめに、次回8月の総会でございますが、8月9日、水曜日、午後3時から大原文化センター1階大会議室、こちらの会議室で開催を予定しております。

なお、申請受付については、7月21日、金曜日、24日、月曜日、25日、火曜日の3日間となります。現地確認につきましては、7月26日、水曜日、及び27日、木曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に記録活動簿ですが、本日6月分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。慎重審議、お疲れ様でした。

(閉会 午後3時20分)

議事録署名人

議長

3 番委員

1 2 番委員